

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- | | |
|--|------|
| ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 | 3611 |
| ○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局観光にぎわい部商業振興課】 | 3612 |

北九州市公告第909号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年10月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成26年10月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人学研都市留学生支援ネットワーク

(2) 代表者の氏名

吉江 修

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市若松区ひびきの1番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、北九州学術研究都市を中心に、外国人留学生等が地域社会活動に参画、参加するために必要な事業を行い、外国人と日本人の真の共生を促進し、国際協力を図りながら、地域社会の活性化及び学術、文化の振興と発展に寄与することを目的とする。

北九州市公告第910号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年10月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スピナ鷹見台店
北九州市八幡西区鷹見台一丁目2464番地17
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社西鉄ストア
福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
代表取締役 築嶋 俊之
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 駐輪場の位置及び収容台数

ア	変更前	A棟北側	駐輪場No.1	15台
			駐輪場No.2	5台
イ	変更後	A棟北側	駐輪場	20台
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア	変更前	午前10時
イ	変更後	午前9時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア	変更前	午前9時30分～午後10時
イ	変更後	午前8時30分～午後10時
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア	変更前	建物敷地北側及び東側	3箇所
イ	変更後	建物敷地北側及び東側	3箇所
- 4 変更の年月日
平成26年10月1日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成26年9月29日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課
- (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目1番5号
北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年10月28日から平成27年2月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成26年12月29日から平成27年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成27年2月27日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第911号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年10月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スピナ鷹見台店
北九州市八幡西区鷹見台一丁目2464番地17
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社西鉄ストア
福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
代表取締役 築嶋 俊之
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社西鉄ストア 代表取締役社長 室園 正雄
福岡県福岡市中央区大名一丁目4番1号
 - イ 変更後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 築嶋 俊之
福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社 西鉄ストア
代表取締役社長 室園 正雄
ほか4者
 - イ 変更後
株式会社 西鉄ストア
代表取締役 築嶋 俊之

ほか4者

4 変更の年月日

平成26年7月4日

5 変更する理由

建物設置者及び小売業者の代表者及び住所変更のため

6 届出年月日

平成26年9月29日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目1番5号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年10月28日から平成27年2月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成26年12月29日から平成27年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成27年2月27日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見